

平成26年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成26年9月17日（水曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 第56号議案から第69号議案まで及び報第10号から報第12号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、第67号議案及び第68号議案並びに報第10号から報第12号までを除く。〕

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選任

委員会付託

〔第67号議案及び第68号議案〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

- | | |
|------|-------|
| 1 番 | 土谷 信也 |
| 2 番 | 近藤 紀男 |
| 3 番 | 成重 博文 |
| 4 番 | 安達 隆 |
| 5 番 | 山田 秀夫 |
| 6 番 | 松本 博彰 |
| 8 番 | 河野 徳久 |
| 9 番 | 明石 光子 |
| 10 番 | 土谷 力 |
| 11 番 | 村上 和人 |
| 12 番 | 鴛海 政幸 |
| 13 番 | 安東 正洋 |
| 14 番 | 北崎 安行 |
| 15 番 | 川原 直記 |
| 16 番 | 河野 正春 |
| 17 番 | 山本 博文 |
| 18 番 | 菅 健雄 |
| 19 番 | 徳永 浄 |
| 20 番 | 大石 忠昭 |

○欠席議員（1名）

- 7 番 中山田 健晴

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清水 栄二
庶務係 長	次郎丸 浩一
議事係 長	岩本 力
主 任	西田 巨樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	鴛海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	

	甲斐 智光
市参事兼税務課長	後藤 勲
市参事兼建設課長	筒井 正之
市参事兼消防長	渡邊 和幸
総務課 長	佐藤 之則
財政課 長	安藤 隆治
企画情報課 長	河野 真一
地域活力創造課長	藤重 深雪
市民課 長	山田 真一
保険年金課 長	飯沼 憲一
子育て・健康推進課長	植田 克己
ウェルネス推進課長	伊南 富士子
環境課 長	榎本 久光
商工観光課 長	安田 祐一
農林振興課 長	大力 雅昭
農地整備課 長	都甲 賢治
上下水道課 長	中尾 勉
福祉事務所 長	川口 達也
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	宗 直長
総務課 総務法規係長	近藤 毅
総務課 広報担当官兼秘書広報係長	

都甲 さおり

教育委員会

教 育 長	河野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐藤 清
教育庁学校教育課長	小川 匡

○議長（河野正春君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、第56号議案から第69号議案まで及び報第10号から報第12号までを一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。

9月17日

質疑及び質問に関して、20番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼したところ、お手元に配付のとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により発言を許します。

5番、山田秀夫君。

○5番(山田秀夫君) 5番、山田秀夫でございます。

通告に基づき、議案質疑を行います。

まず、第62号議案、豊後高田市体育施設条例の一部改正についてであります。

その中で、豊後高田市真玉B&G海洋センターの現在の利用状況はどのようになっているのか。近年の月別平均数と年間の利用数をまずお尋ねをいたします。

次に、この海洋センターを指定管理施設にすることによってのメリットをどのように考えておられるのか。

また、以前、豊後高田市高田体育センターを指定管理者制度にしたことによってどのように変わったのか、合わせてお尋ねをいたします。

次に、第63号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

家庭的保育事業と小規模保育事業、A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業とありますが、そのうち、条例に定めた基準、すなわち最低基準を設けてありますが、その最低基準とはどのようなものなのか。まず、お尋ねをいたします。

次に、家庭的保育事業者等の職員の一般的要員の中で、このような事業者で働く職員はできる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないとありますが、具体的にどのような訓練なのか。また、「できる限り」とありますが、この文言はどのように解釈したらよいのか、合わせてお尋ねをいたします。

次に、第69号議案、豊後高田市子育て支援住宅等整備PFI事業契約の締結についてであります。

まず、私自身、以前より本市における事業に対して幾つかPFI方式を導入してはどうかと提案してまいりましたが、今回この事業に対してPFI方式を選択した理由とそのメリットについて、まずお尋ねをいたします。

また、その中で、家賃収入については市の収入となるのか、それとも事業者収入となるのか。当然、

有利な補助金等も活用されていると思われませんが、その補助金等の活用状況について、合わせてお尋ねをいたします。

次に、ご案内のとおり、PFI法第3条第2項に国及び地方公共団体は、民間事業者との責任分担の明確化を図るようになっておりますが、本市との責任体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、事業期間が平成53年9月30日で、27年間契約金額が3億8,065万円となっておりますが、この契約金額についての内訳はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、本市のホームページを見ますと、プロポーザルによる審査の公表が掲載されておりますが、その審査の総評において、二つのグループの提案はいずれも本事業の目的を踏まえ、期待を上回るすぐれた内容でありましたとあり、選定に大変苦勞されたことがうかがわれますが、今回提案価格の高いほうを優先交渉権者に選定した経過の説明と選定された大きな要因は何だったのか、お尋ねをいたします。

最後に、今後のスケジュールについてですが、議決を受けた後に、本契約が成立すると思われませんが、そのスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長(河野正春君) 学校教育課長、小川 匡君。

○教育庁学校教育課長(小川 匡君) 第62号議案、豊後高田市体育施設条例の一部改正について、お答えいたします。

今回の一部改正は、豊後高田市真玉B&G海洋センターに指定管理者制度を導入し、総合的な管理運営を推進するため、改正を行うものであります。

真玉B&G海洋センターの利用状況についてですが、当該施設にはプール施設とカヌー施設がございます。

プール施設につきましては、7月、8月の夏休み期間での実績になりますが、平成23年度、4,129名、平成24年度、4,349名、平成25年度、1,794名となっております。平成25年度利用者が少なかったのは、プール施設を高校総体のカヌー競技会場としても使用したためであります。プール施設の利用者につきましては、1日平均80名ほどとなっております。

また、カヌー施設につきましては、平成23年度、7,632名、平成24年度、6,970名、平成25年度、1万3,538名となっております。昨年は、高校総体の関係で利用者が多くなっておりますが、平年でありまして、

毎月600名ほどの利用となっております。特に、6月の県高校総体、10月の高校新人戦の開催の折には、1,000名ほどの利用がありました。

次に、指定管理者制度にすることのメリットについてですが、真玉B&G海洋センターにつきましては、有資格者を設置することが義務づけられておりまして、現在職員がその資格を持っております。今回、指定管理者制度を導入することで、指定管理者に有資格者を配置させ常駐させることができます。また、利用促進や維持管理等でさらにきめ細やかな対応ができると考えております。

また、プールを利用した体力づくり・健康づくり、カヌー施設を利用したのカヌー教室など、市民の皆様の多様なニーズに対応した取り組みができるものと考えております。さらに、プール利用期間の延長やサービスの向上により、多くの皆様方に利用していただくと考えております。

また、高田体育センターに指定管理者制度を導入した前と後でどのように変わったかについてですが、導入前の平成17年度の利用者は、年間9,000名ほどでありましたが、昨年度は1万2,000名ほどになり、導入前の約1.3倍増となっております。これは、指定管理者がきめ細やかな維持管理を行ったことや施設利用について積極的にアピールしたこと、利用しやすいように工夫を行ったこと、また利用者と積極的にコミュニケーションを図り、対話の中から要望や問題点を把握し、改善できることを速やかに実行したことなど、利用者の利便性の向上に努めた成果であったと判断しております。

以上であります。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 第63号議案のご質疑にお答えします。

来年4月から施行される新制度においては、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域の保育機能の確保に加え、これまで統一的な基準が設けられていない小規模な認可外保育施設が、職員の配置や資格・設備・面積や食事の提供等最低基準を満たし、認可を受けることで保育の質の向上を図るため、新たに地域型保育事業が創設されることとなりました。

この新たな保育事業は、家庭的保育事業を初め、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つがございます。

具体的な基準についてですが、家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象にした保育として保育者の居宅等でも行える事業で、定員は5名まで、資格は市が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識や経験を有すると市が認めた者となっております、職員数は乳幼児3人に対し1人を配置し、設備面積は乳幼児3人までは9.9平方メートル以上であります。

次に、小規模保育事業についてでございますが、その形態は保育所の運営に近いA型、家庭的保育に近いC型、その中間的なB型の三つのタイプに分けられます。A型とB型は、定員を原則6人から19人までとし、職員数については、現行の保育所配置基準の職員数よりも1名多く配置することとなっております。

資格につきましては、A型は保育士、B型は2分の1以上を保育士とし、面積は保育所基準を基本に定められております。C型は、定員を6人から10人までとし、職員数や配置、面積等はいずれも家庭的保育事業の基準と同様であります。

次に、居宅訪問型保育事業でございますが、1対1で預かることを基本に、きめ細やかな保育を実施することとしております。資格については、家庭的保育事業と同様であり、設備面積や給食等についての基準は、原則設けられておりません。

事業所内保育事業につきましては、職員の配置基準や設備面積については、定員が19名以下の場合は、小規模保育事業のA型、B型の基準と同様で、20名以上の場合は、保育所の基準と同様となっております。

給食につきましては、居宅訪問型保育事業を除き、事業所内調理を原則としており、連携施設等からの搬入も可能となっております。

また、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件についてですが、全ての事業に従事する職員は、市が実施する研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた者となっております。

ご質疑の研修内容につきましては、基礎研修と認定研修に分かれており、講義と保育実習を一定時間受講することとなっております。市といたしましては、保育の質の向上のためにも、必ずこの研修を受講していただくようにしたいと考えております。また、詳細な研修内容は、今後県等とも相談しながら決定してまいりたいと思っております。

9月17日

新制度の実施に向けましては、新たな保育事業が創設され、量の確保と質の向上が図られることで、現在子育てされている方がより就労しやすい環境が整いますことから、子育てしながら共働きしやすい子育て世帯が住みたいまちづくりが推進できるものと考えております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長(河野真一君) 第69号議案、事業契約についてのご質疑にお答えいたします。

まず、PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、または同一価格でよりよいサービスを提供する手法であります。

今回の事業におきまして、PFI方式を選択した理由とメリットについてですが、PFI方式を採用することによりまして、子育て世代に配慮した上質な賃貸住宅とコミュニティセンターの整備を効率的に行い、長期間にわたり安定した施設の維持管理を行うとともに、地域経済の振興をも目指すものであります。

次に、家賃収入についてでございますが、今回整備いたします賃貸住宅及びコミュニティセンターは、完成後、施設は市が引き取り、市の所有となります。同時に、今回設立されました「SPC」と呼ばれる特別目的会社が、その施設の指定管理者として管理していくこととなりますので、家賃収入につきましては、市の収入金として取り扱うこととなります。

続きまして、今回の事業に対します補助金の活用についてでございますが、本施設整備につきましては、城台地区都市再生整備計画に基づく基幹事業として実施するため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、施設整備費の約40%を充当する計画であります。さらに、コミュニティセンターにつきましては、過疎債を充当する予定としております。

また、事業に係る責任体制につきましては、議員ご指摘のとおり、PFI法の趣旨からも市とSPCがそれぞれ適正なリスク分担を行うことで、より低廉で質の高いサービス提供を目指すという観点から、市といたしましても本事業の募集要項において、双方のリスク分担について事細かに明記しております。なお、施設整備、維持管理等SPCが担当する業務実施に伴い発生するリスクについては、みずから負

担することとなります。

次に、契約金額の内訳についてお答えいたします。

ご質疑の事業期間27年間における総支出額につきましては、住宅等建設費が2億8,210万円、維持管理費等が6,577万円、施設整備費割賦支払金利息が3,278万円となっております。なお、国の交付金や26年間分の家賃収入などにより、実施的な市の負担はほぼ生じないような計画となっております。

次に、プロポーザルの審査結果についてお答えいたします。

さきの第2回定例会におきまして、本事業の実施に伴います債務負担行為についてご承認をいただいた後、7月3日付でプロポーザル方式による事業提案の募集を行ったところ、市内2グループから応募表明があり、8月25日までにそれぞれのグループから提案書の提出がありました。審査につきましては、子育て支援住宅等整備PFI事業事業者審査委員会を立ち上げ、あらかじめ募集時に公表しておりました優先交渉権者決定基準に基づき実施したところであります。

評価内容の配点につきましては、提案価格について20点、基本コンセプト、事業計画、施設計画、維持管理、運営計画といった提案内容の評価について80点とし、今回の審査では特に提案内容の評価に重点を置いた配点としたことが特徴となっております。

このようなことから、提案価格点では優先交渉権者が17.98点、次点の者が20点、提案内容点では、優先交渉権者が80点、次点の者が76.99点で、合計いたしますと、優先交渉権者が97.98点で、次点の者が96.99点という結果となり、提案価格の高いほうが選定されたということでございます。

委員ご案内のとおり、いずれの提案も期待を上回るものでありましたが、地元若手事業者の子育てに特化した工夫、居住サイクルによる団地内全体を含めたコミュニティづくりの発想など、ソフト・ハードが一体化した提案を高く評価したことが選定された要因であると考えております。

最後に、今後のスケジュールについてお答えいたします。

本定例会の議決をいただきましたら、10月上旬に実施設計に取りかかり、翌年2月上旬に建築工事に着手し、8月中旬に完成、8月下旬には入居開始ができるよう計画しているところであります。

本市、そしてSPCにとりましても、初の取り組

みであります。みずからの技術力、経営ノウハウを生かす新たなビジネスチャンスが創出されたことにより、地域経済の活性化にも大きく寄与するものと考えております。

今後、SPCであります夢まち城台定住支援株式会社と十分に連携を図りながら、円滑な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（河野正春君） 山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） それでは、今答弁いただいた部分で、再質問というのちょっと一般質問につながるんで、要望という形でお願いしたいと思います。

まず、第62号議案の真玉のB&Gの海洋センターのプールの使用が夏の2カ月間だけだということ、その2カ月の使用量が大変多く感じております。

以前、私がここを温水化したらどうかというふうに提案をしたことがございます。宇佐のそういうところの民間企業を導入して、1年365日なるべく夜間もできるようなプールをつくったらどうかということで提案していたんで、やっと今、指定管理者制度を導入するということなんで、ぜひこのプールを指定管理者制度にすれば、まず設備的には温水化をして、そして高齢者もウォーキングとか健康の増進の部分で健康寿命を長くするという意味からも、こういうプールを利用させていただいたらありがたいなというふうに思っております。

また、カヌーは、大分県では一番設備的にも整っておりますし、国からしても、全国からしても、メッカ的な要素がございます。ですから、ぜひ合宿等を利用してもらえるような、それによっては真玉の体育センターとか、ヴィー・フロrestaとか、それからこういうプールを整備すれば、長期間の滞在者が生まれてくるのではないかと。観光も必要ですけども、体育面からもそういうふうな部門で高田を大いに利用させていただいて、定住につながればいいなというふうに思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、第69号議案のPFI方式による事業ですが、これはご案内のとおり、平成11年にPFI法が施行されました。今度は、平成25年9月5日に改正されて、「PFI法」となりましたが、官民連携によるインフラのファンドの機能を担う民間資金等活用事業推進機構を設置して、独立採算型のPFI事業に対し、金融支援等を実施することになっております。

このことにより、国の資金を呼び水として、インフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創設を図るものであります。民間でできることは民間へ、どうしても公でしなければならないことのみ公でやるということ为原则に、今後の本市の事業に対しても、まずPFI方式を活用できないかどうか検討した上で、大いに民間の活力を導入させてもらうことを要望して、私の質疑を終わります。

○議長（河野正春君） 議案質疑を続けます。

20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。議案質疑を行います。

最初は、第56議案の一般会計の補正予算について、幾つか述べます。

市が、各種金融機関に預けております基金の現在額は、約100億円あるようでありましてけれども、今回、基金の利子として3,000万円を新たに収入として補正予算で提案されておりますけれども、ことしの3月の議会だったと思うんですけども、全国でも国東の基金の運用について、有効活用で利息が相当高いと、全国一ということでも評価されておまして議論しましたところ、市長も何とか国東の教訓を学んで高田も今後改善を図ろうという答弁があったんですけども、今回3,000万円ですけども、これは3月で議論した後、幾らか利息の改善があった結果3,000万円なのか、ないけれども、いや、今後こういう改善をしていっているから来年度には利息がふえるということが見込まれるのか、その辺ちょっと市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

それから、二つ目は、今回の補正予算で、前年度からの繰越金が6,300万円あるわけなんですけれども、ちょうど決算書ももらっておりますが、決算書を見ますと、前年度の実質黒字が約5億円ですわね。だから、それから見たらまだまだ平成26年度に繰り越しが見込める金額があると思うんですね。一部は、また基金に積み立てるということに法的になりますけれども、それが市民の間では、私ども今市民アンケートに取り組んでおりますが、特に真玉・香々地の方から、いろいろ言うても高田のことしかしないじゃないかと、何か言たって予算がない、予算がないということで、なかなか通らないと。もう何にも言いたくないという諦めの声も上がるほどね、よく市民の間には、市は財政が厳しくて予算がないないということになっているんですよ。そうじゃなく

9月17日

て、昨年度でも実質約5億円の黒字を出しているということで、繰越金だけでも今年度これだけ、あとこれだけ見込めるという数字を出してもらいたいと思います。

それから、3番目が、また今回基金の上乗せですね、積み立ての上乗せの予算になっているんですけども、高田には今積み立てている基金関係が約100億円あるんですけども、そのうち一般論で言ったら、何でも市長の裁量で議会の議決を得れば使える基金、財政調整基金が約20億円あると思うんですね。だからどんどんどんどん積み立てるんじゃないかと、この際、もう市長の任期もあと2年ちょっとになりましたからね、この際、市民の要望に応えるだけにいろいろなソフト事業なども思い切ってやって、永松市長、最後我々市民の声を取り上げてやってくれたなというような実績を飾ってもらいたいと思うんですね。だから、基金を100億円も残さなくてもいいんじゃないかと。今のこの瀬を渡らんと、きのうもある商店街の店主さんと話してみただけど、大石さん見ちょくれと、昭和の町、昭和の町言うけど、もう売上げはもうないんで、問屋さんが来ても問屋さんの話聞いても、高田だけやない、どこも大変なんだとね。だから、高田の市民もいろんなことで困っているんだから、困っている問題で私は何かに使えということじゃなくて、内部でよく協議して、一部を市民の困っている問題に取り上げてやるという有効活用のほうに切りかえたらどうかと思うんですけど、市長、どう思いますか。

4番目が、県の、前保健所の跡にあります独身寮ですね、今ここ2人しか入ってないわけなんですけれども、近所の方からも、「大石さん、あれどうかい活用方法ないか」と意見を述べられたこともありましたね。今回、私どもは新聞で読みまして、あれを市が買い取って高田高校の寮として活用してもらおうということなんですけどね。

数字的には、今回2,324万円の事業費が提案されているんですけども、私ども心配するのは、一つ一つの事業が本当に事業効果が上がるかどうかという点を我々はチェックする役割を持っていると思うんですね。特に、玉津のあの道路の絵を描いた問題で、議会でも鴛海議員から厳しい指摘がありましたけれども、随分私ども今のアンケートに対しても、この指摘が相当ありますね。だから、それぞれ事業費をかけた以上は、事業効果が上がるようにするべきだと思うんですね。

だから、今回の2,324万円については、どういう事業費の内訳なのか、明らかにすると。これで、まだこれプラス、ちょっと私は素人目で見たら、あとまだ改装事業費が、これプラスになるんじゃないかと思うんや、これで全額なのかね。これでやった場合に、家賃をどれぐらい見て、何人収容できて、こうこういう計算で、実際には市の持ち出しはなくてやれるということになるのかどうなのかわからないから、その辺をちょっと市民の前に明らかにしてもらって、いや、これ定住対策になるんやと、事業効果あるんならあるということで皆さんと議論したほうがいいんじゃないかと思ひまして、質問をいたします。

次が、マイナンバー関係の予算が、今回電算システム改修事業の委託料として850万円提案されたんですね。国会でも問題になりまして、私ども日本共産党は、この法案に国会では反対しているんですけどね。それぞれ一人一人がナンバーをつけられて、そのことによって徴収強化とか、あるいは社会保障の抑制強化にもつながるんじゃないかという懸念がありますし、プライバシーの問題もいろいろありまして、世界的にもこれ問題になってますわね。

よって、一言聞くならば、今回このマイナンバー方式を導入することによって、豊後高田市において、市民にとってどういうメリットやデメリットがあるというふうに考えられておるのか。

今、市役所の前にいろいろと書類がとれる機械を設置しているけども、利用状況がこの議会で議論になったように、莫大なお金をかけても利用者はほんの少ないし、1枚当たりの単価というものは相当なものだということが議論になっておりましたけれども、今回もあとこれをやることによってどれぐらいの事業費がかかるかも注目点ですからね、わかればちょっと明らかにしてもらいたいと思います。

あと、6項目めは、ごみ処理場の問題ですね。

これも以前、この議場で鴛海議員から議論がありましたね。私どもは、新聞を読んだ範囲、一定のものが資料として議員にも配られておりましたね、大体理解できるんですけども、市民の間では新聞だけでもんだから、宇佐、高田、国東で大型をつくらうけれども、また最初は檜林の向こうの立石につくる予定がだめになったけれども、その次は乙女でまただめになってね、今度は蜷木に、松崎蜷木に移ったんですけども、またそこでもいろいろ反対の声が高いので、できないんじゃないかと。行き着くとこ

ろは、また草地を改良工事やってやるしかないんじゃないかという声もありますよね。

しかしながら、今回初めてこの実質予算として整備すれば、最初1億円、今度は3億円の地域の整備事業やるということで、その積み立て基金という形で今回予算化されたんですね。だから、このことはもういよいよ予定どおり、今新聞を賑わしたあの場所で建設地が確定されたと、いよいよ事業が始まるんかなというように私は思うんですけど、実際わからないので、質問の趣旨としては事業実施のスケジュールについてというように書いておおりであります。だから、いつから事業にかかって、いつには完成して、もう草地の施設を使わなくても新しい施設で使えるようになるのかを明らかにしてもらいたいと思います。

7項目めは、小・中学校のエアコン設置の問題です。

今回、実施設計の委託料という形で1,600万円が提案されましたが、今後これがいつごろまでに設計ができて上がり、来年の当初予算の中にどう反映していくかということが注目なんですけども、ご承知のように、この近年の異常気象というのは、まだ今からどうなるものやらわからないですね。全国的に何が起こるかわからないという状況になっておまして、若干最近は涼しいんですけどね。だから、しかし豊後高田の場合は、教育のまちであり、一生懸命教育に取り組んでおりますので、子どもたちにも良好な環境のもとでしっかり勉学に励んでいただきたいと思うんですよ。そのためには、中津はことしから始めましてね、4年計画なんですよ。高田の場合、4年もかけたらちょっとエアコンできるようになったけども、実際にはエアコンの恩恵受けない者は卒業するということにつながりますんで、やっぱり早期完成、早期稼働で、良好な環境の中で勉学に励んでもらいたいと思うんですけども、今後事業計画をどういう形で進めていくのか、スケジュールについて明らかにしてもらいたいと思います。

次が、第61号議案の定住住宅の分譲に関する条例の一部改正ということで、今、提案理由説明では、あの城台団地での分譲地が、28まだ予約ができてないという説明がありましたよね。今回の条例改定については、ただ個人に分譲するだけじゃなくて、建築業者にも貸し出しをしてモデル住宅を建てて、住民にそれを見てもらって土地や住宅を買うという方式をとるようですけども、あと28区画ある中で、

そういう形で何区画ぐらいを「モデルハウス」という言葉を使っていますが、計画されているのか、市長の考え方ね。

それから、そこに私は素人考えですが、業者が自分とかが売り込みたい住宅を建てるは、どうぞ見てくださいと、住宅が幾らですよと、土地はもう市が何ぼ何ぼですよと、3万円ですよ、最高4万円ですよということやわね。そのときに、売れない場合ね、その住宅が高過ぎて売れない場合、売れるまでの間の取り扱いがちょっと理解できないんで、これ条例読んだ範囲ではね。

今の条例で見ると、売れるまでもその土地代の借用料をもらえるということになってないわね、なっているんかね。売れた段階で初めて地代が入るというような理解なんやけど、いや、売れなくてもいつまでたってもいいんや、売れなくて、売れなくても地代として貸し料が入るということになるのが、その辺ちょっと注目なんだから、市民にわかるようにしてもらって、いや、それとも1年なら1年、半年なら半年、2年なら2年期限切ってその間に売ってもらおうと、それでなけりゃ違反なんだから、もう住宅は市がもらうんだとかいうことになるのか、その辺は書いてないから、どうするのか市民に説明してもらいたいと思います。

次が、第63号議案も第64号議案、ちょっと同じ問題ですので、これは私、社会文教委員ですから、社会文教委員会で細かいことは議論したいと思います。

大枠で言うならば、今回の子ども・子育ての新制度が導入されることによりまして、保育経営者なども大きな全国展開、運動があって、当初よりは若干変わりましたね、児童福祉法の第24条の1項がそのまま生きることになりましたから、随分よくなったんだけど、それでも保育に携わっている人、専門家の意見聞きますと、随分後退面が見られるんじゃないかと思うんですよ。だから、市長としては今回の、一言で言うなら新制度導入によって保育の後退が起こると、懸念されるというように思うのか、思わないのか。どういう問題点があるというように認識されているかを市民の前に、市長として明らかにしてもらいたいというのが一つですね。

特に、今も山田議員から指摘がありました小規模保育については、一つは、保育士の問題で、保育士の資格を取らなくてもやれるという問題とか、給食についても自営方式じゃなくてよそから持ち込みも

できるしという問題が起こってますわね。だから、そういうことでは基本的問題としてはこれまでよりは保育のサービスにつながっていくんじゃないかという懸念がありますわね、その辺をどう見るのかなどですわね。

それから、今ある既存の保育園の関係が、今回この新しい制度の導入によって運営面でどういう影響があるのかね。基本的に言えば、認可の私立保育園だから保育料の徴収についても市が実際行うこととなりますし、問題ないと思うんやけども、影響が出る部分が高田としてはどういふのがあるのかというところを一つの質問といたします。

次が、第69号議案について、これも山田委員から何項目も質問がありまして、全体的には理解できませんので、一個だけ、課長いいですかね。これは課長でいいんですけども。

資料をもらいましたら、財源内訳の中で、今後家賃収入として2億6,000万円を予定しているというのが出たんですよ。私の記憶では、これは18戸建てやったと思うんですけども、子育て支援住宅をね。この2億6,000万円という数字が出ましたが、まだ家賃については市は条例化してないんだけどね、してないと思うんですけども、今後新婚さん住宅がたしか4万円じゃなかったですかね、でしょう。今度、また真玉につくる若い人向けのがたしか4万8,000円ぐらいだったと思いますね、でしょう。ここの玉津につくります3つの建物ですけれども、それでいったらこの2億6,000万円という家賃の資料が出ましたけど、どれぐらいを予定しているのかだけ聞いておきます。

以上であります。

○議長（河野正春君） しばらく休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、私のほうから、まず基金の運用についてお答えをいたします。

基金の運用につきましては、国東市が先進的な取り組みをしておりますので、国東市のほうに視察に行くとともに、資金運用に関する研修会への参加や今年度策定しました資金管理方針に基づきまして、資金運用会議を開催するなど最善の運用についての協議を重ねてまいりました。その結果、これまでの

ような基金ごとの運用から一括管理する方法に切りかえたところであります。

具体的には、基金ごとの定期預金等による運用から基金ごとの枠を取り払いまして、今年度40億円の国債等の債権を購入いたしました。これによりまして、利率はこれまでの銀行等への定期預金よりも格段によくなりまして、今回の補正予算となったものでございます。今後も安全を基本に、より効率的な基金の運用に努めてまいりたいと考えております。

次が、繰越金についてお答えをいたします。

平成25年度決算におきます繰越金の額につきましては、5億1,075万59円でございます。そのうち、最低でも2分の1に当たる約2億5,000万円を地方財政法第7条第1項の規定によりまして、積み立てを行うか地方債の繰上償還の財源とすることとなっております。これから6月補正での計上分と今回の補正で計上した分を差し引きますと、繰越金の残額は約1億7,000万円となります。なお、その活用につきましては、今後の補正財源等に活用してまいりたいと考えております。

次に、基金の有効活用について、お答えをいたします。

基金につきましては、これまで行財政改革などに取り組んできた結果、特別会計を含めまして、平成25年度末で総額約104億円となりました。しかしながら、一方で、地方債現在高につきましては、平成25年度末で約175億円となっております。その多くは、過疎対策事業債や合併特例事業債などの交付税措置がある有利な起債を活用してきたとはいえ、今後とも償還を行っていかねばなりません。

また、地方交付税の合併算定の特例が平成26年度に終了いたしまして、平成27年度から5年間で段階的に約11億円も縮減されますし、市税等の収入につきましても、今後とも大幅な増収は見込めず、この先数年後には、これまで以上に厳しい財政運営を強いられる時期がやってくると思います。

今後も各種行政サービスを提供していくためには、これまで同様、行財政改革等の着実な実施と新たな財源の確保等の取り組みが必要不可欠であります。財政調整用の蓄えを残していくことも今後の市政運営に大変重要な要素であると考えております。

最後に、大分県独身寮の買い取りと改修事業について、お答えをいたします。

まず、全体事業2,324万4,000円の内訳ということでもありますけど、これは補正予算に関する説明書の

ほうにも上がっておりますけども、土地の購入費が1,007万7,000円、建物の購入費が1,099万8,000円、改修に係る設計費といたしまして216万9,000円、合計が2,324万4,000円となっております。それから、改修工事費についてでありますけど、今回の設計についての予算が通りましたら、それから設計をしますので、具体的な改修費の経費についてはまだわかりません。

それから、市として、家賃はどれぐらいで考えているのかということでもありますけども、市といたしましては、家賃の徴収については考えておりません。寮の管理につきまして、高田高校の同窓会のほうにお願いしようと考えておりますので、食費、それから光熱水費等の実費徴収につきましては、今後同窓会のほうに決めていただくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長(河野真一君) 第56号議案のうち、マイナンバー制度についてお答えいたします。

昨年の5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」と関連法案が成立、公布され、「マイナンバー」と呼ばれる社会保障・税番号制度の導入が決定されました。

国においては、このマイナンバー制度を活用し、社会保障分野、税分野、災害対策分野で保有する個人情報とマイナンバーをひもづけして効率的な情報管理を行うとともに、同一人物の個人情報を行政機関等の間で迅速かつ確実にやりとりを行うことで、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であると位置づけられております。

この制度の導入によりまして、社会保障給付の効率化と税負担の公平性が図られることとなり、例えば、福祉給付等において、給付が必要な者に対してよりきめ細やかな支援や災害時における被災者等への支援などに大きな効果が見込まれております。

マイナンバーの実施に向けてのスケジュールについてでございますが、平成27年10月から個人番号の通知が開始され、翌年の1月から個人番号の利用と個人番号カードの交付が開始される予定でございます。

次に、事業費についてでございますが、本年度の事業費としましては、当初予算で3,258万9,000円、

今回の補正予算で850万円を計上しております。合わせて4,108万9,000円を見込んでおります。なお、来年度以降の費用につきましては、現時点では不明でございます。

次に、マイナンバー制度によるメリット及びデメリットについてでございますが、メリットとしましては、年金、福祉等の社会保障給付の申請・届け出や税金の申告の際に必要な添付書類の削減により、各機関を訪問し、証明書を入手する金銭的、時間的なコストを削減できるとともに、その人に必要な社会保障等の情報の提供、また不正受給や不正還付の防止などにより、より正確で公平な行政サービスができるよう期待されております。

なお、危惧されておりますプライバシー漏えい等につきましては、システム全体に対しまして何重もの厳重なセキュリティー対策を講じられるとともに、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関に提供する場合を除き、それ以外に利用することは法律等により禁止されており、問題はないと考えておりますので、市民の皆様にとっても大きなデメリットはないと思っております。

続きまして、第61号議案、豊後高田市定住促進住宅の貸付け及び分譲に関する条例の一部改正について、お答えいたします。

ご案内のように、現行の条例の規定では、本市に定住を希望されるご本人のみしか住宅団地の土地の貸し付けまたは分譲を受けることができませんが、今回の一部改正によりまして、あらかじめ市が指定する区画につきましては、建築事業者がいわゆるモデル住宅を建築することが可能となります。

具体的には、モデル住宅の区画の使用許可を受けた建築事業者は、1年以内にモデル住宅を建築することを義務づけられ、その建物については条例に定める要件を満たす方が購入を希望される場合に限り、土地の分譲手続を行っていただいた上、住宅とともに購入を希望者に引き渡すこととなります。

議員ご質疑の土地の使用期限につきましては、原則として許可の日から2年間を考慮しております。

なお、モデル区画は何区画を計画しているのかというご質疑ですが、現状ではモデル区画は決まっておりますが、現在造成工事中でありますので、完成までに今後検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、第69号議案、城台住宅団地に建設する子育て支援住宅などの事業費の財源内訳のうち、

9月17日

家賃収入についてでございますが、家賃につきましては、議員ご質疑のとおり、設置条例の中で決定いたしますので現状では決まっておりますが、今回決定いたしましたグループの提案の試算の中で、月額4万8,000円との試算で計画となっておりますので、今後その金額をベースにして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） 第56号議案のご質疑のうち、広域の新しいごみ処理施設の事業実施スケジュールについて、お答えします。

第2回定例会で鷺海議員にご答弁申し上げましたように、広域の新しいごみ処理施設につきましては、再公募により宇佐市の西大堀地区を建設候補地として、これまで周辺住民の説明会を開催してまいりましたが、周辺地区にも概ねご理解をいただける見通しとなったために、5月21日の広域組合議会において、正式に建設地として決定したところでございます。

広域の新しいごみ処理施設の今後のスケジュールでございますが、広域事務組合によりますと、建設地周辺の文化財調査、生活環境影響調査、用地測量など事前準備作業が整い次第、用地買収、造成工事等を行いまして、本体工事は平成29年度に着工、平成30年度に完成の予定とお聞きしております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤 清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤 清君） 第56号議案のうち、小・中学校のエアコン設置についての質疑にお答えします。

現時点での設置工事等を含めた今後の予定であります。今議会にご提案申し上げた設計業務委託料をご承認いただきましたら、直ちに発注業務を行いたいと考えております。その後、設計書の作成をし、来年2月末ごろ設計を完成予定です。設置工事につきましては、平成27年度当初予算へ計上させていただき、事業等への支障のないよう工事を実施したいと考えております。

なお、工事实施に当たっては、文部科学省からの補助金であります。学校環境改善交付金事業の対象として実施したいことから、その交付決定等の状況を見ながら、できるだけ早い時期に事業に着手し、完成を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 第63号議案及び第64号議案のご質疑にお答えします。

まず、第63号議案についてですが、先ほど山田議員のご質疑にご答弁いたしましたとおり、多様な保育ニーズと質が確保された保育を提供する観点から、市において小規模保育の認可基準を定めることとなっております。

現在、本市には認可外保育施設はございませんが、既存の事業形態からの移行や、新規の認可申請の場合は、統一的な最低基準を満たした認可を行うこととなりますので、保育の質の確保と向上が図られるものと思っております。

次に、第64号議案についてですが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育園、幼稚園、認定こども園などが学校教育法、児童福祉法に基づく認可を受けていることを前提に、新たな施設型給付による財政支援の対象となるかの確認を市が行うために、基準を定めるものでございます。

本市の保育所等の運営に対する影響についてですが、現在、運営している保育所等は、来年度以降も引き続き、現行どおりの基準で運営を行うことができることとなっておりますので、影響はございません。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 再質疑をいたします。

第56号議案の基金の関係で、この間、基金運営の改善が図られて、既に本年度から基金に影響が出てきていると、増額されているということはわかりましたが、新聞を読みますと、よその市でも、国東方式をとろうということになっているようですが、高田でいうならば、今年度の改善をした段階で、これ以上の改善というのはないのか、まだ今後、改善を見込まれるというように思うんですが、それができれば大いにやってもらって、財政が厳しいだけに、利息、これだけの基金に100億あるわけやから、この基金運用を、基金をふやすためにご努力をしていただきたいと思いますが、どうなのか。

それから、有効活用について、今、財政課長からありましたけれども、市長に聞きたいんですよ。100億円、一般論じゃなくて、100億円あるうちの20億円については、財政調整基金なんだから、これは市

長の裁量権があり、議会の議決を得れば、かなり幅広く活用できる基金というように、私は理解しております。

市長も同じ理解と思うんですけども、そうすると、その中の何億かでも、市民が一番望んでいる問題について、周辺部対策も含めて、何らかの方法で、市民に、今、喜んでもらえるように、有効活用、何をしようと、私は言いませんけれども、内部で検討するということはできませんか。

もう1回聞きます。

それから、もう一つは、県の独身寮のことですね。今、説明がありましたけど、その範囲でもう1個の、私の言う、今後、今のところは土地代と設計料と家屋のことですね。これを改装して、実際に寮として貸し出すためには、あとどれぐらいの事業費が必要と考えているのか。

一番、チェックしなければならぬ問題が、それは定住対策につながるかと同時に、やはり、実際にそれだけの予算を、事業費をかけてやっただけに、この条例から見たら、条例になってなかったね。今後、新聞で読んだ範囲でいきましたら、市外の方の受け入れとなっているでしょう。というように私は読んだんだけど、市外だけで、あそこの寮に入寮できるようにするのか、市内の方でも、真玉や、香々地や、あるいは東都甲や、田染の方でもできるようにするのかというのが注目点にあるけど、新聞では、市外の方となったように、私は読んだんですけどね。

その辺も、どのような検討をされているのかね。問題は、つくったけれども、いいですか、思い出してください。香々地の庁舎を、全国初で民間に活用してもらおうという方針を出して、新聞社を集めて、記者会見やって、新聞からテレビからやっただけでも、実際にもとをかけたけれども、もとがどれだけのじゃないかという、私、そのとき指摘したでしょう。

あんまりもとをかけんけれども、あれしましたわね。新しく市役所の機能を生かすために、公民館を改装したりしましたわね。

しかし、実際には、予定どおり、あそこには民間企業は入ってこないんですよ。

だから、今度の場合、計算して、高校の定員割れがあるけれども、何とかよそからでも、寮に入ってもらって、高田高校に入学してもらおうということなんだけれども、その辺の見込み違いで、相当、変わ

ったわ、改装したわ、入りがなかったわということになったら、採算もとれないし、同じ同窓会に管理をするようになって、丸々入らないと、何人かでは運営費が相当、コストが高いものになるでしょう。

その辺の見込みが見込まれるのかどうなのか、それも3年、5年でないでしょう。せめて20年ぐらい見込まれないと、金かけたけれども、実際、もととれんことにならんかと。

あるいは、同じ管理人は雇うてやっても、今みたいに、寮は二人でしょう。あそこのおばちゃん、よく知っていましたけれどもね。大塚さんというおばちゃんが管理しとったんやけど。もう今はいないんだけどね。

だから、今度も丸々運用できるような形をとらないといかんけど、その辺の見込みがどうなのかということを含めてね。

それから、家賃について検討するというけれども、後の改装費を含めて、これを寮として活用するまでには、どれぐらいな経費がかかるのか。それを計算したら、どれぐらいの家賃で貸し出さなければ、採算がとれないのかというような計算もしてないのか、しているのかね。

こういう大事な問題、もう1個聞きたいのは、いつも、私は、もう最近は、ここ半年、1年は言わないやけどね、議長に相談したのか、それから、議会では産業建設委員会の委員長には相談したかね。こういうことをしたいと思うんじやが、どうでしょうかという、事前協議があったのかどうか、ちょっと市民の前に明らかにしてもらえませんか。

次にいきます。

マイナンバー方式で、実際には、市民には大きなデメリットはないんじゃないと言われてたんですけどね、ここで議論しても、国がやった制度なんですけれども、世界的に見たら、この制度導入しているところでは悪用されて、プライバシーの問題で、相当、住民が被害を受けているという事実がありますわね。その辺が心配されると思うし、同時に、経費をかけただけで、今後、かけただけの事業効果があるかという問題も、ちょっと懸念されるので、その辺も大丈夫かどうか、もう一回答えてもらえんでしょうか。

次は、大型ごみ処理場について、今、聞いて、大体、いけるかなというように、私はちょっと思ったんですけどね。

実は、宇佐の場合、思い出してもらえば、宇佐の

火葬場をつくるときにも、市長はやれるんや、議会もやれるんじゃないと説明して、あそこで相当の経費を使ったんですよ、拝田でね。知っているでしょう、拝田で経費を使って、もうできることになっただんやけど、できなくて、そこで使ったものは、もうパーでしょう。何にもならなくて、結局、今のを新しく、安心院院内にかわったんですよ。

そういう経過があるでしょう。

だから、そういう宇佐で失敗例があるもんだから、今後もいろいろ金かけたけれども、いよいよのところで、できんという、心配するんじゃないけど、そのことはないというように確認していいですか。

そうすると、もう草地の皆さんにも、何かまた草地という、戻るといえないかという不安の声と期待の声と両方あるように聞いてますけれども、草地はもう見込めないでと。早くあそこが廃棄された後に、跡地利用をどうするかというふうに考えたらどうですかということになると思うんですね。

だからその辺、いや、もう広域圏の事業でやるというんだから、間違いないなら間違いないのか、まだ不安的要素があるのか、その辺をちょっと、市民の前に明らかにしてください。

それから、エアコン設置について、今、課長からありまして、設計ができた段階で、来年度の当初の予算でやろうということはあるんやけど、全校、小中の一覧表がある。予定どおり27年度で実施するという計画ということなんでしょうか。一部じゃないで、やるとね。それが一番、生徒にとってはありがたいし、教育の町にふさわしい、あなた方の決断だと思って、そういうことを確認していいですか。

次、63号、64号の関係で、私は条例、ぱつと読んでみたんだけど、読んだ範囲では、豊後高田の場合は、小規模関係、無認可関係全然ないで、全部、今までの認可保育園だから影響ないと思うんだけど、今後、こども園についても、今のところ、高田は考えてないということでしょうか。今までどおり全部、私立の認可保育園そのままいくんだということですね。

それから、保育料について、これは認可の保育料やったら、このままでいけるんだけど、聞きたいのは、市長が、やっぱり市は人口3万人を目指して、特に子育て支援で力を入れているということで、保育料については、県下18市町村の中でトップクラスに、今、なっているんですよ。

これは、今後も、今回の新法で制度が変わっても、

この保育料については、きょう、一覧表を出してもらっている、基本的には今までどおりの国の基準ではなくて、市独自の基準で軽減措置をとっていくということ、市長、確認してよいかどうかですね。

それだけにしておきましょう。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私から財政調整基金の有効利用について、お答えいたします。

やはり、必要であれば、これは基金取り崩しもあってしかるべきと、私も思っております。

そういうことの中で、ことしも、当初、2億は切り崩しさせていただいてやってますし、そういう面で、これからも有効利用しなきゃならんということ、もう一つは、先ほども課長が申し上げましたように、これからどんどん、11億円減っていく、そういうような中で、150億円以上の予算をするということは、数年までだと思っています。

あとはまた、そういう規模に戻らなきゃならんということで、やはり、貯金もしとかならんなど、そう思っております。

以上でございます。あとは担当課長に答弁させます。

○議長（河野正春君） 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長（河野真一君） 第56号議案のマイナンバー制度についての再質問にお答えしたいと思います。

今回のマイナンバー制度は、先ほども申し上げましたように、何重ものセキュリティー対策が施されておりまして、また民間事業者は、情報提供ネットワークが使用できないなど、情報の使途や管理も徹底されておりますので、問題はないと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、基金運営の関係ですけれども、これ以上の改善は見込めないかということでもありますけれども、今年度は初年度ということもありまして、40億という運用になっておりますけれども、今後は、それ以上できるかどうかも含めまして、資金運用会議等で検討してまいりたいと思います。

ただ、一ついえることは、余り長期の、そういった国債ばかり買って、今後、起債のほうも、五、六年後には貸さないとか、合併特例債がなくなりま

すし、交付税も減りますので、そこら辺もちょっと考えないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

それと、独身寮の関係ですけれども、改修にかかる事業費というのは、どれくらい見込めるかということなんですけれども、先ほども言いましたけれども、今回、改修の設計として、実際に設計をしてみないと、どういった改修が必要になるかというのが、ちょっとはつきりしませんので、今の時点では、詳しい事業費については、わからない状況でございます。

それから、市外からの生徒を受け入れるということで、市内の方についてはどうかということでもありますけれども、部活等をしている方と、それから通学等が困難な生徒につきましても、そういった部屋があいておれば、学校から遠い方は、受け入れることになると思います。

利用率を上げて、有効活用をするようにということでありますけれども、この件につきましては、高校の同窓会のほうにも協力していただいて、できるだけ利用者が多く入るように、有効活用できるように、勧誘してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） 大石議員のごみ処理施設の建設費は、今回、大丈夫かというご質問でございます。

広域事務組合によりますと、建設地の地元及び周辺地区とで、繰り返し説明会を開催いたしまして、ご協議の上、ご理解をいただいたということで、先ほど、ご説明いたしましたスケジュールで、事業実施に向けて努力してまいると聞いております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁総務課長、佐藤清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤清君） 大石議員の、エアコンについての再質疑にお答えします。

原則として、来年度夏に対処するよう、また補助金の状況を見ながらではあります、全ての学校に設置できるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 大石議員の再質疑にお答えします。

まず、認定こども園についてですが、現在、私立保育園等から移行したいというようなお話は聞いていないという状況でございます。

また、保育料につきましては、現在、国において、徴収基準の見直しが行われている状況でありますので、本市の保育料は県内でもトップクラスの安さとなっておりますから、今後、国の基準を踏まえて、引き続き、現行の水準を維持できるように、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 再々質疑します。

市長から、基金の有効活用について答弁がありまして、ちょっと、私が耳がよくないのかわかりませんが、ちょっと聞き取れなかったんですけども、何か、これまでも有効活用をした、今後もまた、内部検討をするということではないでしょうか。

もう一回、今後、だから私に対する反論もなかったんですが、財政調整基金とは、20億円あるけれども、市長の裁量で、議会の議決を得れば有効活用できるんじゃないですかと、これは間違いないですね。今後についても、また20億円のうちの一部は、何らか内部で検討して、あるいは議長とも相談しながら有効活用するというような理解でいいですか。ここ、大事な点なんです。

というのが、私どもアンケートをとっておりますけれども、本当に勉強になるんですけども、いろんな形で提案あっていますし、何とかしてくれ、何とかしてくれっていう声がありますよ。

私がするわけじゃないんでね。これはもう、市長が考えて、議会に予算を出して、議会の議決を得てしかできないんじゃないかとね。

市も、周辺部に対してアンケートをとっております、いろんな要望があると思うんですよ。だから、基金の有効活用というのは、大事な問題やから、次々とまた積み立て、積立方式をとっているから、そうじゃなくて、一部、財政調整基金については、有効活用ということ、市長がぼっと思い切ったことをやったらどうですかという、提起しておるんですよ。

もう一回、市長、聞かせてもらえませんか。

それから、もう1個の、何をしようと言っているんじゃないんですよ。今後、市民の要望に応じて、

活動を考えないかということなのか、いや、そのつもりはないということなのか、どっちなのか、それを聞いているんですよ。

よく議長と相談してもらいたいと思うです。

それから、もう1個の、寮についての、今、聞いた範囲で、どうなんかな。私が、ちょっと理解が違ったら反論してもらいたいんですけど。私の理解は、新聞記事では、市外からの方の受け入れというふうに理解したんです。そういう記事じゃなかったかね。

記事はどうでもいいんですけどね。今後については、今の答弁では、よく協議しながら、市内の人についても、空きがあればやるということですね。そういう答弁だったと思うんです。

何を聞きたいかというたら、私は、金かけて事業をやった以上は、やっぱり全室が入れるように、できたらよそからの人を大勢、高田に住民票を移してもらうのが一番いいわね。

だから、そのときに、問題は家賃になると思うんですよ。寮費のね。それは、今度、設計してみらんとわからんと言うけれども、改装費がかかればかかるだけ、一定な貸し料をとらなかつたら、もうやっていけんでしょう。市の財政負担が大きいのということになるでしょう、素人考えではね。

だから、それもわからんで、こういう事業をやるというのは、市長、今、答えがなかったんですけど、議長と相談したんかと。産業建設委員長とは、相談してやったことなんかと。どれぐらいの事業費かけたら、どれぐらいの家賃をもらえば、採算とれるというような内部検討、まだないんかということは注目点なんじゃけど、その辺、どうなんですかね。

もう市長の思いつきじゃないと思うんです。内部で協議したと思うんじゃないけど、どうなんですかね。どれぐらいの事業費になったら、採算とれるんですか、家賃の関係。説明してください。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、大石議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず最初、財政調整基金の有効活用につきましては、先ほど市長のほうからも申し上げましたけれども、今年度当初も、既に2億円の取り壊しの予算をあげておりますし、必要があれば、当然、投入していきたいというふうに思っております。

それから、独身寮の関係ですけれども、市外限定ではない入居者ですね。ではないのかということでもありますけれども、当然、部活等で、通学が困難な

方ということでもありますので、どっちでも、市外中心にはなるかと思えますけれども、先ほど、議員が言われましたように、有効活用という面であれば、あいておれば、市の、通学の遠い方でも、利用希望者があれば、当然、入っていただくほうがいいのではないかとこのように思っております。

それと、家賃の関係ですけれども、先ほど述べましたように、市といたしましては、購入とか、改修に係る経費を、改修するために家賃の中にそういったものを入れるという予定はありません。一応、食費とか、電気代とか、そういった実費の分だけを徴収するような形でいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 議案質疑を続けます。

12番、駕海政幸君。

○12番（駕海政幸君） 議席番号12番の駕海政幸でございます。議案質疑をいたしたいと思います。

公有財産購入と、それに伴う学生寮の活用についての質疑をいたしたいと思います。

市長におかれましては、3万人構想に向かって、企業誘致あるいはまた婚活事業、空き家対策、及び宅地造成による定住者の促進等々により、一歩ずつではありますが、その目標に努力しておられることにつきましては、深く感謝をすると同時に、評価をいたしたいと思います。

さて、今回の補正予算に組み込まれている県職員独身者住宅、及び同敷地の購入に伴う施設の活用方法についてのお尋ねをするものでございます。

若者の少数社会の現状において、各高等学校では、教科目、及び定数、従来に比べて、随分、軽減され、さらには応募数が定員に満たない学校もあるやに聞いております。

学生寮といたしましての活用の改修であります、学生寮を利用する学生の範囲、その条件はどのように考えているのかをお尋ねいたしたいと思います。

市内及び近郊居住者であれば、スクールバスの活用で十分だし、交通機関の利用に厳しい遠隔在住者に、本校への応募が期待されるだろうか、私は心配をしている状況でございます。

さらに、3年間の就学を経て、将来にわたり、本市定住の望みが期待されるであろうかという考えも、思うわけでございます。

私は、勉学にいそむ若者に、学生寮の新設を否定するものではございません。それよりも、最も緊

急の問題であります。独身高齢者の急増する中で、ひとり暮らしの高齢者住宅として活用したほうがよいのではないだろうか、私なりに理解をしておるところでございます。

ひとり高齢者の、常々、何かにつけ、不安の連続の日々であります。この施設は、高齢者住宅に活用されるならば、医療機関も近いし、壁……、隣人に声をかけられ、保健、介護、そしてまた福祉関係者の訪問にも効率よく管理、推進ができ、高齢者が安心して、心安らかに生活を送られるのではないのでしょうか。

高齢者期間に、心温まる生活を助長することこそが、我々行政の役割の一つではないだろうか、私なりに思っておるところでございます。

県職員単身者住宅の施設を、ひとり暮らしの高齢者住宅としての活用に変更する考えはできないのかどうか、市長にその点をお伺いをいたしたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 財政課長、安藤隆治君。

○財政課長（安藤隆治君） それでは、県有財産活用事業について、お答えをいたします。

本事業につきましては、大分県独身者住宅を県から購入しまして、高田高校に遠方から通う生徒の寮として活用するために、土地建物の購入費、及び改修に係る設計費を計上したものでございます。

高田高校につきましては、今年度、定員160名に対しまして、22名もの定員割れがありました。今後もこのような状況が続く、現行の4クラスから3クラス、定員120名に減らされるようなこととなりますと、本市に1校しかない高田高校が廃止になることさえ考えられます。大変大きな問題でございます。

そのため、後援会も組織しまして、高田高校をなくさないように、県に要望している状況でございます。

また、高田高校には、カヌー部、空手道部など、毎年のように九州大会や全国大会に出場するなど、スポーツも盛んでありますけれども、定員が減少しますと、部活動の維持が困難となります。

さらに、カヌー部やラグビー部は、県北には高田高校にしか部がありませんが、昔のように、高校周辺に下宿がありませんので、通学が困難な、遠方から高田高校に通うことができません。

このようなことから、寮を整備することによりまして、遠方から入学を希望する生徒の受け皿整備を

検討したところであります。

高田高校の存続と、文武両道を目指す高田高校の活性化に、市といたしましても、少しでも力になりたいことから、この事業を実施するものでございまして、議員各位におかれましても、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 先ほどの鷺海議員のご質問の中で、ひとり暮らしの高齢者対策として、活用したらどうかというご意見をいただきました。

高齢者対策、非常に大事だと思いますし、そういう面では、ひとり暮らしの人たちの対応として、今、香々地には、高齢者支援ハウスというハウスがあって、そこでやっています。

そういう面の中で、これからもそういうことも考えなきゃならないと思います。

それと同時に、高齢化対策はどうしていくか、住宅をどうしていくかということも、今後の大きな問題であろうと思っています。

今回の利用につきましては、今、課長が話しましたように、大分県下全部、全県1区になっております。

そうすると、いい高校に、全部いって行くという、そういうような中で、一番、我々が心配しているのが、4クラスを外されるということなんです。

だから今、何とか4クラスでいっているんですけども、4クラスを外されますと、これからは反対に、宇佐との合併ということも考えられるという、そういうことになってまいります。

そういう面では、何とかして、この高田を、4クラスを維持をするということで、毎年、県のほうには陳情に行ってますけれども、そういうことの中、それと同時に、今、校長先生も非常に頑張っておられます。

そういうことの中で、一つは、学校廃止にならないようなものとして、それを何とかしなきゃならない。地元からあがらんとすれば、よそから来てもらわなきゃならないということになります。

それで、定数割れを何とか少しでも防ぐという。もう一つは、先生方の話を聞くと、やはり4クラスなければ、クラブ活動もきちっとしたクラブ活動はなかなか難しいという、いわゆる勝負ができるクラブ活動が難しくなるということもあります。

そういう面では、基本的なものとしては、学校との話をしたときに、非常に喜んでいただいて、運動

9月17日

部中心になってくると思いますけれども、誰が入るかという、今、ご意見の中で、運動部が中心になってくると思いますけれども、そういうものの中で、やはりこの前は柔道の先生が、何とか強うしようということで、自分の家を下宿にしてやっておりましたこともありますし、そういうことの中で、できればそういうふうな学校の維持、そしてまた運動部の活性化、そういう面で、今回の場合、ちょうど県の独身寮があいておりましたし、県と話をしまして、安い金額でいただいたところでございます。

そういう面で、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 篤海政幸君。

○12番（篤海政幸君） 市長、私は、あえて苦言を提案するものではございません。

実は、こういう新聞の見出しを見て、どうしても。「県職員独身寮を高校生に提供。豊後高田市購入をし、改修へ」と、こういう見出しで新聞に出ていた。これは確かに、今、財政課長、市長が説明したとおりで、私は、市長の考えそのものは、非常に適切な判断だと思います。

やはり豊後高田市の高校、我々よりも後継者の方々が、近隣にある、高田市にある高校にぜひやりたい、経費もかからないということで、この考え方は、確かにいいというような気はしますけれども、豊後高田市立高田高校、こういう市立ならば2,324万円ですか、この経費を投入してもいいと思う。

ところが、大分県立高田高校、こういう今の高校は、大分県立高校と私は理解しておるんですが、その大分県立高校の学校の、もろもろの取り組みを、なぜ市はしていかなければならないのか、どうも理解に苦しむわけなんです。

それと、前者の大石議員が、この件で、先ほど説明したので、重複になってはいけませんけれども、大石議員は大石議員の考えで質問したわけなんですけれども、非常に、私はこの件で投資効果があるだろうか、本当に心配しておるんです。

問題は、先ほど財政課長から、るる答弁がありました、大石議員に対して。問題は、運用資金ですよ。

何か、同窓会がこうして資金を調達してすると、こういうようなことなんです、その一案もありましょう。

それともう1点は、何人、この施設を、この新聞では16部屋ですか、これを改造するんですが、何部

屋あいて、何人の寮生を確保できるのか。それと、運用資金については、同窓生がいろいろと募金集めをして対応すると、こういうふうになら、財政課長から説明があったわけなんです、これは1年か2年か、これは結構、考えどおりにいかもしらんけれども、私は、長い、豊後高田市がある限りの高校で、それが永続できるだろうか。

それと、この寮にあるのは、今は非常に、高田高校も名声ができてきました。先ほど、財政課長が言うように、カヌーの選手、それからラグビー、空手、柔道、こういうようなことで、高田高校も非常に、他の高校以上に名声ができて、皆さんたちは非常に評価してきておる。だから、将来的には、私は不安はないのではなかろうかと、こういうふうには理解しておるんですが、この運用資金については、先ほど申しましたように、何人寮生ができるのかどうか知りませんが、寮生が5人であろうが10人であろうが、大事な子供を預かる施設になってくるわけなんです、その管理者は何人置いて、どうするのか。

そしてまた、体調の変化があつてはいけなから、朝昼晩の食事等々については、栄養士は何人置くのか。それから、洗濯、炊事、もろもろな取り組みをしていかなければならない、非常に厳しい試練が降りかかってくると思うんですよ、私は。

だから、同窓生たつて、なかなか親身になってしてくれないと、私は思うんです。1回か2回か3回はいいかもしれませんが。

そうすると、県もこの維持に対しては、資金は恐らく出さと思うんです。あるいはまた、学校としても、その資金の調達は難しい。そのうち、寮生に対して、下宿代を5万円から7万円に、仮にするとするならば、これはもう父兄が、そんな下宿代なら、もうわしかた入れませんよと。

私ひとりの考えなんです、恐らく高校生ですから、最高3万ぐらいなら適切ではなかろうか、これは私の一つの私案です。

そういう中で、20人から30人、あるいは50人になるかもしれませんが、その計算をした必要経費、それから先ほど、私申しましたように、管理者、栄養士、掃除夫、いろいろな従業員を計算すると、私は1年に1,500万から2,000万円の経費がないと、継続的な運用はできないような気がしてならない。

だから、そうなってくると、同窓生はもう尻切れとんぼで、散り散りばらばらになった。それだけの

設備をした豊後高田市は、後の計画は責任を持って
しなさいよということになると、これまた大変なこと
になってくる。

だから、私は、この問題について、非常に投資効
果が、先ほども言うたように、ないような気がして
ならない。尻切れとんぼになったり、開店休業にな
ったりした場合には、せつかく経営手腕のある永松
市長が計画したやつがふいになる。今まで築いた名
声が、一度にして吹っ飛んでしまうというようなこ
とも考えねばならない、非常に厳しい内容があるわ
けです。

だから、今後の、一番かなめは、私はこの管理は
どこがするのか。先ほど財政課長が言われた、資金
の調達なんかは、同窓生ですか、それら、ここでや
ってくれというて、それは確かにいいことでしょう。
しかし、それが持続性があるかどうか。

非常に、今後の、私は大きな課題である。課題で
あると同時に、非常に難しい運営になってくる可能
性はありやせんかというような気がしてならない。

だから、私は、この第56号議案ですか、市長から
の提案理由の説明の中で、こういう予算の金額は言
わなかったけれども、こういうふうな方法に対し
て、取り組んでいくんだという話をしていただいた
わけなんです。ところが、この市長の提案につい
ては、寮として活用するための改善にかかわる設計
費を処置するとか、こういうふうな大ざっぱな説明
をした。

だからまあ、本当にいいことじゃなというような
気はしたところ、こうした新聞に、先ほど申しまし
たように、大きな見出しが出てきた。だから、これ
について、やはり尻切れとんぼにならないように、
今後、十二分に対応していかなければならない。

だから、市長の経営手腕は評価しますよ、私は。
それと、この議会というのは、総務委員会、それか
ら産業建設委員会、それから社会文教委員会がある
わけなので、この3委員会に全部、接続するんです。

土地を購入するのは総務委員会、学校関係には、
社会文教委員会、そしてまた、建設については産業
建設委員会、ともどもこうあるから、私は、正副委
員長合算して、そしてちょこっとした説明でもいい、
していただいたならば、こういう市長の耳肥やしに
なるような質問はないと思う。

だから、俺がすることには舶来上等じゃ、天下一
品じゃからついてこいというような気持ちでは、や
はり人間の知恵と力は、ひとりの知恵とやったら、

しれた範囲であろうと思うんです。

やはり、三人寄れば文殊の知恵という言葉は、こ
れらを適用しながら、将来に向かっての市長の考え
は、私は評価します。しかし、今、先ほど言うたよ
うに、来年の4月から発足すると、こういうふうな
見出しなんです。そこまでできるだろうかと。

建設費も、いろいろな運用資金の調達の方法、私
は先ほど申しましたように、約1,500万円から2,000
万円は要るとみておるんです。

それと、大事な高校生を預かるんですから、非常
に、管理の責任もある。だから、この後、最後の1
点だけでもいい、この後の経営に対しては、市はど
れだけ関与して、今後、対応していくのか。あるい
は、全面、同窓生に委託するのか。県も恐らくせん
でしょう。それと、学校もせんでしょう。

だから、市長、1点だけお願いしたいのは、不稼
働資産です、県の今の住宅は、不稼働資産を、市が2,
324万円ですか、不稼働資産を買うのだから、市が3
分の2ぐらいは助成しなさいよと、こういう要望を
県のほうに向かってするのは、私はベターじゃない
かと思うんです。県立高田高校ですから。高田市高
田高校ではない。だから、これは県がもう少し胸を
広げて、人口2万数千しかない、細かい市の市長が
頭を痛めて対応してきよるんだから、それだけの親
心を持って助成をするのが当然と思うんですが、こ
の問題について、市長、3分の2は県のほうに出さ
せて、もう市は仕方ない、これだけの計画をしたん
ですから、3分の1は市が出して、そして対応して
いくというような方法を、ぜひとっていただきたい
と思いますので、ひとつ努力していただきたい。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 高田高校の寮という、県立
高校の寮じゃないかと、おっしゃるとおりなんです
けれども、高校の寮をつくらうというんじゃないん
です。高田高校を何とかして廃止しないために、
我々は応援しなきゃならん。だから、定員割れを、
高田に来るように、何とかそういう制度をつくらな
きゃならん。

だから、例えば3万人構想も同じことですがけれど
も、3万人にするために、住宅をつくる。そして、
来るような、そういう制度をするということ。

でなければ、高田高校は、減っていけば、今、一
生懸命になって、学校の先生も高田高校に行けと言
ってます。高田高校に行かなければ、高田高校は、
まず第一に、今、4クラスが3クラスになり、そう

すると、高田には、高校がなくなるんです。なくならんようにするには、どうするかということが一つなんです。

だから、鴛海議員が言うように、高田高校は県立やから、県に出させようという、そういうことではない。

それと同時に、今度は運営の話なんですけれども、私どもは、この寮を提供するという。私どもが高田高校の寮を運営することじゃなくて、これについては、おっしゃる、高田高校同窓会が受けて、それをしてくれると。だから、そういう面でも、一般的には、その運営資産というのは、子供たちの費用から出てくるだろう。

私どもは、だから家賃も取りませんというのは、それで提供いたしましょうと。そういうことで、提供して、高田高校同窓会が運営して、そして高田高校に来る人たちを、特に運動部の人たち、空手とか、それから野球も随分、有名になりよるでして、柔道にしても、そういうことを、高田に来て、ラグビーをしたいとか、そういう人たちも多いと思う。

だから、そういう人たちのためにすれば、そこら辺のものの中で、高田高校に来てもらえる人がふえる。高田で生まれる人は、もう限りがあるわけです。だから、宇佐、そういうところからも来てもらう、これは寮がなくても結構なんです。何とかして、そういうような魅力をつくらうということで、今、高田高校、非常に頑張っている。

学力も、高田高校どんどん上がってますし、宇佐から高田に来るといふ。今までは高田から宇佐に行きよった。ほとんどもう、高田から宇佐に行く人たちはなくなっている。

そういうふうにするると同時に、それは何とかして、高田がよくなって、高田高校に高田の人が行くように、そうすることによって、高田高校が廃止することがなくなるように努力しなくちゃならん。

それが一つですし、それと同時に、何とかして、高田の人数はしれてるから、よそから連れてきてでも、それをしようという。それには、もう一つは、カヌーにしても、カヌーをやりたいという人がもし来てくれれば、そこでまた、高田高校の人数が何人かふえるという。

ある意味では、高校でありながら、地域間競争がある。だから、全県1区になりました。

だから、勉強にしたって、どこへ行ってもいい。うちの息子は1番だから、上野にやろうといえ上

野に行けるような状態になりました。前は、校区があったんですけども。そういうことになってくると、どうしても地域間競争になる。どんどんどんどん、高校は、人間が少なくなるから、減っているわけです。

そういうようなものの中で、何とかして、高田高校をなくさんように、高田高校に来るようにするために、こういうこともしようということの中で、今、議案として提案させていただいた。

そういう面では、県としても、提案しておりますけれども、土地代も半額で来てますし、そしてまた、建物にしても、割引をさせていただいているという、鑑定価格から引いているということですね。

そういうことをしていただいて、県は県の中で、応援しようという、そういう気持ちをしていただいている。

だから、一つ、私どもは、これは高田高校を応援するために、そういうものをして、そしてその運営は同窓会にやらしてもらおうと。そういうことで、基本的には、建物を提供するということになります。

それはもう、おっしゃるように、一人か二人かやったらどうなるかという話が出てくると思います。そういうときにはそういうときで、また対応を考えなきゃならんけれども、とりあえず16室ありますので、そこら辺のもの前後の中で、何とか来ていただいてやっていこうという、そういうことですけども、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野正春君） 鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） 大変、立派な答弁というか、内訳というか、いろいろ報告していただいてありがとうございました。

最初から、市長、土地代でも、家でも、半価値でくれたと言えさえすれば、こんな無理な、私は意見は出さん。

ところが今、市長が言われたように、昨年度でも、高田高校の定員が160人、その160人の中に22名の減になっておったんですな。これはもう、大分県14市ある中で、半分ぐらいは減になった高校、ありゃせんかと思うて、特に、市長が非常に心配しておる、これはもうしかりなんです、高田には1校しかない、高校がな。その高校の存続と、消えてなくなるということになると、高田市は火が消えたようになる。これはもう、大変なことになってくる。

その企画そのものはいいんじゃないけれども、これは

市長の思いつきでしたんじゃないかと、やはり副市長なり、関係課長を入れて、いろいろ暗中模索をしながら対応してきた経過があろうと思うんですが、今後、心配しておることが解消ができるように、ひとつ頑張っていたきたい。

それと、やはり予算、非常に私は難しいと思うんじゃない、この同窓会対応についてはですね。1回や2回は、誰もそら、思い切ってするけれども。

ひとつ今後とも、この存続に対しては、県のほうにいった場合には、特に財政課なり、あるいは知事に、要望していきたい。これは、市長はそういうことの要望をしておるということは、いろいろと外部から、私も聞いております。今後、それを、まだ一層、ひとつ努力をして、豊後高田市の今後、これを一つの起爆剤として、やっぱり活用していくように、ぜひとも副市長、市長は眠っちゃっていい、副市長なり関係課長等が一生懸命になって、市民の期待に沿うよう、これを空中分解をせんように、ひとつ頑張っていたきたいということで、質問を終わります。

○議長（河野正春君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第56号議案から第66号議案まで及び第69号議案については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（河野正春君） 日程第2、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第67号議案、平成25年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第68号議案、平成25年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く19人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野正春君） ご異議なしと認めます。

よって、第67号議案、平成25年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第68号議案、平成25年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く19人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会委員の方々には、本日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開きますので、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

○議長（河野正春君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

正午 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議員 河野正春

豊後高田市議会議員 徳永 浄

豊後高田市議会議員 大石 忠 昭